

田野畑村マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田野畑村マスコットキャラクター「タノくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 使用者は、あらかじめ田野畑村マスコットキャラクター着ぐるみ使用申請書（様式第1号）を村長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 村長は、前項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出を行わないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- (4) 村のマスコットキャラクターとしてのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) その他貸し出すことが不相当と村長が認めた場合

(貸出期間)

第3条 着ぐるみの貸出期間は、7日以内とする。

(使用料)

第4条 着ぐるみの使用料は、無料とする。ただし、貸出に伴う搬出及び搬入に係る費用は使用者の負担とする。

(遵守事項)

第5条 使用者は、着ぐるみを使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた用途にのみ使用すること。
- (2) 貸出期間内に返却すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (4) 雨天時に屋外での使用を行わないこと。
- (5) 貸出資材の使用にあたっては、必ず介助者を同伴させること。
- (6) 貸出資材の着脱にあたっては、破損しないよう細心の注意を払うと共に、熱中症になる恐れがあるので、連続して長時間着用しないこと。
- (7) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (8) 着ぐるみの装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。

(使用許可の取消し)

第6条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかった場合又はこの要綱に違反した場合は、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合において、使用者に損害が生じても、村はその責任を負わないものとする。

(原状回復)

第7条 使用者が貸出期間中に着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により修復又はクリーニングを行い、原状に復さなければならないものとする。

(使用者の責任)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対し、村はその責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。